

「第二次総合計画」策定スケジュール

現行の総合計画(豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画)は区長の諮問を受け、区長の附属機関である本協議会が検討した内容を基に豊島区が平成18年度に策定した計画です。

現行計画は計画期間を10年間としていることから、平成27年度末(平成28年3月)をもって計画期間が満了となります。豊島区の自転車等の駐車対策の継続的实施のため、次の10年間を対象とした新たな総合計画の策定が必要となってきます。

現行総合計画策定経緯

平成16年6月	協議会設置 区長から総合計画(案)策定を諮問
平成18年3月	協議会から区長へ総合計画(案)を答申
平成18年6月	総合計画策定

第二次総合計画は平成28年度から10年間を計画期間として以下のスケジュールで策定を予定しています。

第二次総合計画策定スケジュール案

平成26年4月	公募委員募集
平成26年夏頃	区長から第二次総合計画(案)策定の諮問
第26回協議会	新委員委嘱 現行総合計画の課題整理
第27回協議会	第二次総合計画の方向性を検討
平成27年度	
第28回協議会	第二次総合計画(素案)の検討
第29回協議会	第二次総合計画(案)の検討
平成27年冬	パブリックコメント実施
第30回協議会	区長へ第二次総合計画(案)の答申
平成28年春	第二次総合計画策定

【参考:自転車等駐車対策協議会の構成】

○「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」

第8条第3項

道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

○「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」

第28条第3項

協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- 一 区民
- 二 区議会議員
- 三 学識経験者
- 四 関係団体の構成員
- 五 鉄道事業者
- 六 警察、道路管理者等関係行政機関の職員
- 七 その他区長が推薦する者